

政 委 第 30 号

平成 22 年 11 月 26 日

総 務 大 臣

片 山 善 博 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人情報通信研究機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人情報通信研究機構の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性

独立行政法人情報通信研究機構（以下「情報通信研究機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 情報通信技術の研究開発業務の抜本の見直し

(1) 研究成果の発現と国際競争力の強化

情報通信技術の研究開発については、研究開発が進展したそれぞれの段階において成果を還元するなど、研究成果を早期に発現し、産業界における実用化を従来以上に支援するものとする。また、技術の国際的な標準化を意識した研究開発を推進するなど、技術力強化による我が国の国際競争力の強化に向けた取組を推進するものとする。

(2) 研究開発の重複排除と連携の強化

研究開発課題の設定に当たっては、他の独立行政法人における類似研究開発との無駄な重複を排除する観点から、総合科学技術会議が実施している同趣旨の取組に準じ、内部審査体制の充実を強化するものとする。また、内部審査に当たっては、研究開発の相乗効果を上げる観点から、他の研究機関との連携・協力についても積極的に検討を行うものとする。

(3) 研究開発経費の見直し

情報通信研究機構の3つの研究領域のうち、「新世代ネットワーク技術領域」については、行政刷新会議の事業仕分け（第2弾）の評価結果に基づく「事業規模の縮小」を実現するため、平成23年度概算要求額の算定において、委託研究課題の精

査を行ったとしており、その結果、対前年度予算比約24パーセントの縮減が図られている。残る「ユニバーサル・コミュニケーション技術領域」及び「安心・安全のための情報通信技術領域」に係る研究開発課題の外部委託経費についても、同様の見直しを行い、全体として5分の1を超える予算縮減を図るとともに、委託研究課題の評価・見直しを随時行うなど効率的な研究開発を推進していくものとする。

2 民間基盤技術研究促進業務の廃止に伴う繰越欠損金の解消に向けた取組

民間基盤技術研究促進業務については、行政刷新会議の事業仕分け（第2弾）において「事業の廃止」との評価を受け、新規採択は行わないとしているが、当該業務に係る繰越欠損金の解消に向け、委託対象事業の事業化計画等に関する進捗状況や売上状況等の把握、当該把握データ等に基づく分析を通じた事業運営の改善に資する助言等を積極的に実施し、売上（収益）納付に係る業務の着実な実施に努めるものとする。

3 先進技術型研究開発助成金の廃止

ベンチャー支援を目的とする通信・放送新規事業助成金及び情報通信ベンチャーに対する出資は、行政刷新会議の事業仕分け（第1弾・第2弾）においてその効果等に疑問が呈され、廃止と評価された。同じくベンチャー支援を目的とした先進技術型研究開発助成金（テレコムインキュベーション）は、独立行政法人の業務運営について一層の効率化や予算縮減が求められていることから、廃止の方向で検討するものとする。

4 高度通信・放送研究開発に対する競争的資金配分業務の国への移管

高度通信・放送研究開発に対する競争的資金配分業務については、前述の「先進技術型研究開発助成金（テレコムインキュベーション）」を廃止すると、資金配分が少額となることから、国の判断・責任の下で実施する事業として整理・検討するものとする。

5 海外研究者の招へいによる研究開発支援業務と国際研究協力ジャパントラスト事業の一体的運用による効率化

海外研究者の招へいによる研究開発支援業務と国際研究協力ジャパントラスト事業は、ともに、情報通信分野の研究開発を促進することを目的に、海外の研究者を招へいするものである。両事業については、法的根拠や財源が異なることから、別々の事業として実施されているが、招へい研究者について外部有識者を含めた審査委員会の審議を経て決定する点、滞在費・旅費を支給する点など共通する手続があることから、運用面での一体的実施を図るものとする。

また、現行中期目標では、招へい人数を指標として評価を実施しているが、次期中期目標においては、招へいによる研究交流又は共同研究の進展の具体的内容などを定量的な指標として定めるものとする。

6 情報通信ベンチャーに対する情報提供及び交流事業の在り方の検討

ベンチャー支援を目的とする通信・放送新規事業助成金及び情報通信ベンチャーに対する出資は、行政刷新会議の事業仕分け（第1弾・第2弾）においてその効果等に疑問が呈され、廃止と評価された。同じく情報通信ベンチャーに対する情報提供及び交流事業については、ウェブサイトのアクセス件数、ニュース配信登録、イベント参加者数やアンケート結果などの成果が示されているところであるが、本事業実施の結果、ベンチャーの創業や事業拡大にどの程度の貢献があったかといった成果を明らかにする客観的かつ定量的な指標により成果を把握しつつ行い、この成果を踏まえて廃止を含めて事業の在り方を検討するものとする。

7 情報通信ベンチャーへの出資業務の廃止に伴う繰越欠損金の解消に向けた取組

情報通信ベンチャーへの出資業務については、新規出資の廃止が決定されているところであるが、当該業務に係る繰越欠損金の解消に向け、出資先企業等の経営成績の把握、当該把握データ等に基づく経営分析を通じた事業運営の改善に資する助言等を積極的に実施し、配当金又は分配金の着実な受取に努めるものとする。

8 地域通信・放送開発事業者に対する支援業務の適正化

地域通信・放送開発事業者に対する利子補給業務については、現在、0.5パーセント

を上限とした利子補給を行っているが、事業者の規模や財務状況等を踏まえ、支援の要否や支援を要する場合の適用利率の適正化を図るものとする。

9 字幕・手話・解説番組制作の促進事業の助成率の適正化

字幕・手話・解説番組制作の促進事業については、字幕放送・解説放送等の普及は放送事業者が主体的に取り組むべき課題であると考えられることから、普及状況を踏まえて、番組制作の助成対象は必要最小限とするものとする。また、放送事業者の規模や財務状況等を踏まえ必要最小限の助成率とするなど、助成率の適正化を図るものとする。

10 債務保証業務

債務保証業務については、債務保証金額の実績（平成21年度末現在約4.3億円）を踏まえるとともに今後のニーズを十分に把握し、保有する基金（21年度末現在約56.2億円）の規模や運用の適正化を図るものとする。その際、必要に応じ、民間出資金等の返納等の措置を講ずるものとする。

第2 海外拠点の運営の効率化等

アジア研究連携センター、ワシントン事務所及びパリ事務所については、これらの必要性の更なる検討はもとより、既に他法人と事務所を共用しているワシントン事務所を含め、事務所スペースの縮減、他法人等の事務所との共用化を検討するなど、経費の削減を図るものとする。

第3 自己収入の拡大

特許収入に比し、権利維持費用が非常に高い状況が見られることから、特許収入に繋がる可能性の判断を厳格にする等により、特許保有コストの削減を図るとともに、技術移転活動の活性化により、更なる実施許諾収入の増加を図るものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

保有資産については、上記第2に掲げるもののほか、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理

性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。